

令和元年 12月 17日
福島地方気象台

洪水警報・注意報の暫定基準の変更について

令和元年台風第19号に伴う被害を考慮し引き下げて運用していた福島県の洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、一部の市町村を令和元年12月18日（水）13時から通常基準に戻します。

令和元年台風第19号に伴う堤防施設等の被害を考慮し、福島県の洪水警報・注意報は、通常より引き下げた暫定基準（流域雨量指数基準）を設けて運用してきました。

今般、堤防施設等の復旧状況を確認し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、一部の市町村を通常基準に戻すこととしました。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い運用している暫定基準は継続します。

＜暫定基準を通常基準に戻す市町村＞

国見町、川俣町、須賀川市、二本松市、田村市、大玉村、天栄村（天栄村湯本を含む）、三春町、小野町、西郷村、泉崎村、中島村、矢祭町、塙町、鮫川村、平田村、古殿町、飯館村、川内村、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

＜暫定基準を継続する市町村＞

福島市、伊達市、桑折町、本宮市、郡山市（郡山市湖南を含む）、鏡石町、白河市、玉川村、矢吹町、石川町、浅川町、棚倉町、相馬市、新地町、葛尾村、檜葉町、広野町、いわき市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町

※南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い運用している暫定基準

＜暫定基準を変更する日時＞

令和元年12月18日（水）13時

問合せ先：福島地方気象台

担当 防災気象官 高橋 忠

電話：024-534-0321 FAX：024-534-9049



(別紙)

暫定基準変更後の洪水警報・注意報の通常基準に対する割合

市町村等をまとめた地域	市町村等	洪水警報・注意報の流域雨量指数基準	
		変更後 (通常基準に対する割合)	現行 (通常基準に対する割合)
中通り北部	福島市	7割	7割
	伊達市	7割	7割
	桑折町	7割	7割
	国見町	10割	7割
	川俣町	10割	7割
中通り中部	郡山市	7割	7割
	須賀川市	10割	7割
	二本松市	10割	7割
	田村市	10割	7割
	本宮市	7割	7割
	大玉村	10割	7割
	鏡石町	7割	7割
	天栄村	10割	7割
	三春町	10割	7割
	小野町	10割	7割
中通り南部	白河市	7割	7割
	西郷村	10割	7割
	泉崎村	10割	7割
	中島村	10割	7割
	矢吹町	7割	7割
	棚倉町	7割	7割
	矢祭町	10割	7割
	塙町	10割	7割
	鮫川村	10割	7割
	石川町	7割	7割
	玉川村	7割	7割
	平田村	10割	7割
	浅川町	7割	7割
	古殿町	10割	7割
浜通り北部	相馬市	7割	7割
	南相馬市	7割	7割
	新地町	7割	7割
	飯舘村	10割	7割
浜通り中部	広野町	7割	7割
	楢葉町	7割	7割
	富岡町	7割	7割
	川内村	10割	7割
	大熊町	7割	7割
	双葉町	7割	7割
	浪江町	7割	7割
浜通り南部	葛尾村	7割	7割
	いわき市	7割	7割
会津北部	喜多方市	10割	7割
	北塩原村	10割	7割
	西会津町	10割	7割
	磐梯町	10割	7割
	猪苗代町	10割	7割
会津中部	会津若松市	10割	7割
	郡山市湖南	7割	7割
	会津坂下町	10割	7割
	湯川村	10割	7割
	柳津町	10割	7割
	三島町	10割	7割
	金山町	10割	7割
	昭和村	10割	7割
	会津美里町	10割	7割
会津南部	天栄村湯本	10割	7割
	下郷町	10割	7割
	檜枝岐村	10割	7割
	只見町	10割	7割
	南会津町	10割	7割